

乳幼児健康診査の検査項目の変更について

1 概要

区市町村が実施する 3 歳児健康診査は、家庭での視力検査を併用し、眼の疾病及び異常の有無についても確認することとされている。乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であることから、眼の状態を計測する屈折検査を令和 6 年 4 月より追加実施する。

また、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 172 号）に基づき、各乳幼児健診項目の見直しを行う。

2 変更内容

- (1) 3 歳児健康診査項目である視力検査に、専用機器を用いた屈折検査を追加し、両保健サービスセンターで実施する。
- (2) 4 か月及び 1 歳 6 か月児健康診査における胸囲測定並びに 3 歳児健康診査における頭囲測定を廃止する。

3 今後の予定

令和 6 年 1 月	健康診査対象者へ受診案内を通知（3 月実施分）
2 月	区報 2 月 10 日号による周知 看護師による機器操作研修等導入準備 健康診査対象者へ受診案内を通知（4 月実施分）
3 月	3 歳児健康診査対象者屈折検査テスト運用開始
4 月	測定内容変更及び正式運用開始